41.01	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）																						
4101.20	全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が１枚につき、単に乾燥したものは８キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。）																						
	2 その他のもの																						
410120.211	－ この号の２、第4101.50号の２及び第4101.90号の２に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の皮でなめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの、第4104.11号の２、第4104.19号の２、第4104.41号の１の(2)及び２の(2)並びに第4104.49号の１の(2)及び２の(2)に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮並びに第4107.11号の２の(2)、第4107.12号の２の(2)、第4107.19号の２の(2)、第4107.91号の２の(2)、第4107.92号の２の(2)並びに第4107.99号の２の(2)に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革について、214,000平方メートルを基準とし、輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項、第41.04項及び第41.07項において「共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの」という。）		Xq1	関税分類番号410120.212の品目（関税割当ての枠外のもの）に分類される原産品は、関税分類番号410120.211の品目について規定する割当数量の制限なく関税上の特恵待遇を受ける。																		
410120.212	－ その他のもの	12.0%	B10		8.7%	7.6%	6.5%	5.5%	4.4%	3.3%	2.2%	1.1%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税